

社会福祉法人すぎのこ会役員・評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎのこ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条並びに第26条の規定に基づき、役員、評議員、会長及び顧問（以下「評議員等」という。）が法人の業務に従事する場合の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤（週3日以上法人に出勤することをいう。）の理事 報酬及び賞与

(2) 非常勤の評議員等 報酬

2 前項第2号の規定は、補欠の役員及び評議員について準用する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表1に定める額

(2) 賞与 別表2に定める算式により算出した額に、基準日（毎年6月1日及び12月1日とする。）以前6月以内の期間における在職期間に応じ、次の区分に定める割合を乗じて得た額

イ 6月 100分の100

ロ 5月以上6月未満 100分の80

ハ 3月以上5月未満 100分の60

ニ 3月未満 100分の30

2 非常勤の評議員等に対する報酬の額は、別表3のとおりとする。

3 法人職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける兼務理事の給料の額は、別表4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 給与規程に基づく給与の支給日

(2) 賞与 給与規程に基づく賞与及び業績手当の支給日

2 非常勤の役員、会長及び顧問に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会等に出席した都度、支給する。

4 定款第14条第4項の規定に基づく評議員の意思表示及び同第32条第3項の規定に基づく役員の意味表示については、評議員会、理事会に出席したものとみなし、報酬を支給する。

5 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を

支給する。

(報酬支給の特例)

第6条 常勤の理事に事故あるとき等の報酬の額は、理事会において別に定める。

(報酬支給の例外)

第7条 第3条の規定にかかわらず、法人職員給与規程の適用を受ける理事の給料は、別表4のとおりとし、原則として報酬は支給しない。

(役員退職慰労金)

第8条 常勤の理事の役員退職慰労金に関しては、別に定める。

(端数の処理)

第9条 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて処理する。

(公表)

第10条 法人は、社会福祉法第59条の2第1項の規定に基づく報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議による。

2 前項の規定にかかわらず、定款第10条第2号及び第3号並びに第8号に規定する決議事項を除く軽微な改正は、理事会の決議による。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員・評議員等報酬等に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年3月29日から施行し、平成元年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成元年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月19日から施行し、平成5年1月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成6年12月1日から施行し、施行日より適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月17日から施行し、施行日より適用する。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月31日から施行し、施行日より適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月29日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月28日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年2月29日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月26日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月29日から施行し、平成22年1月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月29日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月13日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月30日から施行する。ただし、第3条第1項及び第7条に関する規定については、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行する。

別表 1

常 勤 理 事 報 酬

役職名	報 酬 の 額
常勤専従 理事長	「栃木市長等の給与及び旅費に関する条例」第2条第2号の規定による副市長の給料月額を超えない範囲で、別に理事会が定める額
常勤専従 常務理事	常勤専従の理事長報酬額の90%を超えない範囲で、別に理事会が定める額

別表 2

常 勤 理 事 賞 与

役職名	賞 与 の 額
常勤専従 役員	報酬月額に100分の200を乗じた金額に法人の財務の状況等を考慮して理事会が別に定める割合を乗じて得た額を基準として、6月においては100分の240、12月においては100分の240を乗じて得た額

別表 3

非 常 勤 役 員 ・ 評 議 員 等 報 酬

役職名	報 酬 の 額
役員	理事会等への出席 1回 13,000円 監事が監査報告業務に従事する場合 1回 26,000円
評議員	評議員会等への出席 1回 13,000円
会長	評議員会・理事会等への出席 1回 13,000円
顧問	理事会等への出席 1回 13,000円

別表 4

法人職員給与規程の適用を受ける兼務理事給料

役職名	給 料 の 額
理事長	常勤専従の理事長報酬額を超えない範囲で、別に理事会が定める額
常務理事	常勤専従の理事長報酬額の80%を超えない範囲で、別に理事会が定める額
理事	常勤専従の理事長報酬額の70%を超えない範囲で、別に理事会が定める額